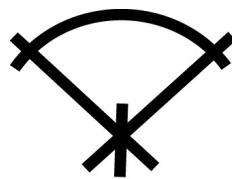


## 令和7年度 第2回泉佐野市営住宅

### 空家入居者募集のご案内



市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。したがって、他の民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や泉佐野市営住宅条例などによってさまざまな制限や義務が定められています。また、家賃は世帯の収入を基に算定しますので、収入または世帯状況の変化に応じて家賃も毎年またはその都度変化する仕組みとなっております。

#### ◎ 募集期間および受付時間（土曜・日曜を除く）

募集期間：令和7年12月8日（月）～令和7年12月15日（月）

受付時間：午前9時～午後5時

※ 一般世帯向け・子育て世帯向けは、郵送による申込みが可能です。

郵送による申込みの場合は、募集期間内の消印が有効です。（申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、ご注意ください。）

#### \*\*\* 目次 \*\*\*

【1】申込資格について	P 1 ~ P 3
【2】裁量世帯について	P 4
【3】月収額について	P 5
【4】申込みから入居までの流れについて	P 6 ~ P 7
【5】申込み時に必要な書類について	P 8
【6】今回の募集住宅について	P 9 ~ P 13
【7】申込みにあたっての重要事項について	P 14 ~ P 16
【8】その他	P 17 ~ P 18

※ 物価高騰などの影響を受け、入居予定住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合は、入居予定期も遅れることがあります。

\*\*\* お問い合わせ先（平日の午前9時から午後5時まで）\*\*\*

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1番地 りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市営住宅管理センター 電話：072-447-8977

E-mail : daihyo@izumisano-shiei.com

## 1. 申込資格について

- 申込みは1世帯（婚約者との申込みの場合も1世帯とします）につき1件です。2件以上の申込みをされた場合はすべて失格となります。
- 募集期間終了後に募集申込書等の変更や訂正は一切できません。
- 必要事項の記入がない申込書では、受付できません。
- その他用語など注意事項
  - ・婚約者のある方が申し込む場合は、市が指定する期日までに婚姻等の事実が確認できる書類を提出できる場合に限ります。
  - ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（以下、「内縁関係にある方」という）は、その関係が住民票で確認できる場合に限ります。
  - ・性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方（以下「パートナーシップ関係にある方」という）は、大阪府などの自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類その他同種の証明した書類（以下、「パートナーシップ宣誓証明書等」という）を、確認できる場合に限ります。
  - ・現に市営住宅入居中の世帯については、制限があります。

### ◆すべての募集住宅に共通する申込資格です。（共通申込資格）

- (1) 申込者は募集期間末日現在で18歳以上であること
- (2) 同居または同居しようとする親族がある2人以上の世帯（ただし、高齢者世帯向け・障害者等世帯向け（間取り2LDK）を除く）

※婚約者のある方・内縁およびパートナーシップの関係にある方も申込みできます

- (3) 収入基準に合い、敷金（家賃3か月相当一括払い）および家賃を支払うことができる

計算後の月収額が158,000円以下の世帯であること。ただし、「裁量世帯」に該当するときは、月収額が259,000円以下の世帯であること（鶴原団地住宅1棟を除く）

☞ 「裁量世帯」・・・・4ページでご確認ください

「月収額」・・・・5ページおよび「月収額計算表」をご確認ください

- (4) 現在、住宅にお困りの方

申込者本人または同居者（同居予定者）が、持ち家のある場合は原則として申込みすることはできません

- (5) 泉佐野市内在住者、または泉佐野市内で勤務されている方

令和7年11月1日時点において、泉佐野市内に住んでいるまたは泉佐野市内で勤務している方で、募集期間末日現在において引き続きその状態が継続している方

- (6) 過去に住んでいた市営住宅で違反行為のない方

過去に市営住宅に入居していた方については、家賃の滞納がなく、また、本市の条例で定める不正な使用（無断退去など）をしたことがない方

#### (7) 暴力団員でない方

申込者本人または同居者（同居予定者）が暴力団員（泉佐野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団密接関係者）でない方

ひとり親世帯向け・子育て世帯向け・高齢者世帯向け・障害者等世帯向けの申込みには、それぞれの申込資格の条件もすべて満たしていることが必要です。

#### **◆ひとり親世帯向けの申込資格（共通申込資格も満たしていることが必要です）**

申込時に次の①～④のいずれかに該当し、募集期間末日現在で20歳未満の子を扶養している親と子のみで構成される2人以上の世帯

①配偶者と死別・離婚または婚姻によらないでひとり親となった方

(イ)配偶者と死別した方で、現に婚姻をしていない方

(ロ)離婚した方で、現に婚姻をしていない方

(ハ)婚姻によらないで母または父となった方であって、現に婚姻をしていない方

②配偶者の生死が1年以上明らかでない方（警察へ行方不明届を提出している場合に限る）

③配偶者から1年以上離棄されている方（住民票で1年以上配偶者と離れている場合）

④母子世帯等に準じる状況にある方（配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻している場合で、大阪府子ども家庭センター等で母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方）

※ 20歳未満の子であっても年間の合計所得金額が48万円以下でなければ扶養していることになりませんのでご注意ください。

#### **◆子育て世帯向けの申込資格（共通申込資格も満たしていることが必要です）**

募集期間末日現在で18歳未満の子を扶養している親と子のみで構成される2人以上の世帯

※ ひとり親世帯の要件を満たしている方で、上記要件を満たしている場合は申込みが可能です。

### ◆高齢者世帯向けの申込資格（共通申込資格も満たしていることが必要です）

申込者本人が、募集期間末日現在で60歳以上である。なお、間取り2LDKの住宅は単身でも申し込みますが、2人以上で申込みする場合は、次の①～③のいずれかの親族とのみ同居しているまたは同居しようとしている方

- ①配偶者（内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む）
- ②18歳未満の方
- ③60歳以上の方

※年齢は、募集期間末日現在での満年齢

### ◆障害者等世帯向けの申込資格（共通申込資格も満たしていることが必要です）

申込時に次の①～⑤のいずれかに該当するとき

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判断された方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障害を有すると認められる方
- ④ 平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- ⑤ 大阪府特定疾患医療費援助事業実施要綱で定める疾患により受給証の交付を受けている方、指定難病の医療受給者証の交付を受けている方（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に定める医療受給者証の交付を受けている方）または小児慢性特定疾患の医療受給者証の交付を受けている方（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第7項に定める医療受給者証の交付を受けている方）

※ 計算後の月収額が158,000円を超える場合でも、4ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が259,000円以下（鶴原団地住宅1棟を除く）であれば申し込むことができます。（ただし、入居後「裁量世帯」に該当しなくなった場合で、収入が一定の基準を超えた場合は、収入超過者または高額所得者と認定されます。収入超過者に認定されると一定期間後に近傍同種の住宅家賃を、高額所得者に認定されると近傍同種の住宅家賃となりますので、ご注意ください。）

## 2. 裁量世帯について

◎次の(1)～(10)に該当する世帯で申込みをされる方は、計算後の月収額が158,000円を超える場合でも、259,000円以下であれば申し込むことができます。(ただし、鶴原団地住宅1棟への申込みの場合は158,000円以下となります。)

対象世帯	世帯条件
(1)身体障害者世帯	申込本人または同居者に、身体障害者手帳の交付を受けてい る方で、その障害の程度が1級から4級までの方がいる世帯
(2)精神障害者世帯	申込本人または同居者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている方で、その障害の程度が1級または2級の方または 同程度の障害を有すると認められる方がいる世帯
(3)知的障害者世帯	申込本人または同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、 その障害の程度がAまたはB1の方または同程度の障害を有 すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談 支援センターの長より判定された方がいる世帯
(4)60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 60歳以上または18歳未満の方である世帯 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(5)戦傷病者世帯	申込本人または同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けてい る方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までまたは第 1款症の方がいる世帯
(6)原子爆弾被爆者世帯	申込本人または同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に關 する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を 受けている方がいる世帯
(7)海外からの引揚者世帯	申込本人または同居者に、海外からの引揚者であることの証 明書(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明 書)の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算し て5年を経過していない方がいる世帯
(8)ハンセン病療養所 入所者等	申込本人または同居者に、平成8年3月31日までの間に厚 生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がい る世帯
(9)18歳未満の子どもが いる世帯	同居者に、募集期間末日現在において、18歳未満の子どもが いる世帯
(10)若者夫婦世帯	募集期間末日現在において、夫婦のみでいずれかが39歳以 下の者である世帯

(注) 上記の要件は、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

### 3. 月収額について（月収額計算表を用いて、収入基準に合うかどうか確かめてください）

計算後の月収額が158,000円以下の方が、申し込むことができます。

※ 計算後の月収額が158,000円を超える方でも、「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が259,000円以下であれば、申し込むことができます。（ただし、鶴原団地住宅1棟への申込みは158,000円以下となります。「裁量世帯」の詳しい説明については、4ページをご覧ください）

#### ◎月収額計算上の注意事項

##### ◆A.給与収入がある場合

源泉徴収票（令和6年分）をご用意のうえ計算してください。

###### ◎源泉徴収票の見方

令和6年分の源泉徴収票の『支払金額』の欄に記載されている額を、月収額計算表の給与所得記入欄の年間総収入金額に記入してください。また、複数の事業所から源泉徴収票をもらっている方は、その合計金額を記入してください。

###### (1)退職予定の場合

申込みのときは働いているが、入居のときまでに退職する方で、以後無職無収入となる方は、収入は<sup>ゼロ</sup>円として計算してください。

###### (2)求職中の場合

募集期間末日時点で職の決まっていない方は収入を<sup>ゼロ</sup>円で計算してください。

###### (3)無職無収入の場合

収入は<sup>ゼロ</sup>円で計算してください。

##### ◆B.年金収入がある場合

年金振込通知書をご用意のうえ計算してください。

###### ◎年金振込通知書の見方

令和6年分の年金振込通知書の『年金支払額』の欄に記載されている額の6倍した額を、月収額計算表の年金所得者記入欄の年間総収入金額に記入してください。また、2種類以上受給している方は、それぞれ6倍してその合計金額を記入してください。

##### ◆C.その他の所得がある場合

所得税確定申告書をご用意のうえ計算してください。

###### ◎所得税確定申告書の見方

令和6年分の所得税の申告書の所得金額の『合計』の欄に記載されている額を、月収額計算表のその他の所得者記入欄の年間所得金額に記入してください。

##### ◆D.控除金額

妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していないければ、控除などの人数には含みません。

##### ◆その他

※次のものについては、所得金額に含みません。所得<sup>ゼロ</sup>円で計算してください。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病年金、障害年金
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費
- ・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得
- ・公害認定患者の障害補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの

#### 4. 申込みから入居までの流れについて

※ 物価高騰などの影響を受け、入居予定住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合は、入居予定時期も遅れることがあります。

##### ◆一般世帯向け・子育て世帯向けへの申込みの場合

12/8～12/15	募集受付期間	必要書類を泉佐野市営住宅管理センターに持参または郵送（募集期間内の消印が有効です）してください。受付期間中に直接来所しての申込みも可能です。
------------	--------	--



	受付番号の通知	申込受付後、受付番号を発行し通知します。公開抽選の際、この受付番号を使用します。
--	---------	--



12/23 10時～	公開抽選	出欠席は抽選結果に影響しませんが、可能であれば出席してください。
---------------	------	----------------------------------



12月下旬	抽選結果の通知	抽選結果を郵送希望された方にお知らせします。電話でのお問い合わせも可能です（業務時間内に限ります）。
-------	---------	--



1月上旬以降	当選者の入居申込書類の受付	
--------	---------------	--



	入居申込資格の審査	当選者が入居資格の基準を満たすか審査を行います。基準を満たさず失格となった場合には、補欠当選された方へ連絡します。
--	-----------	---

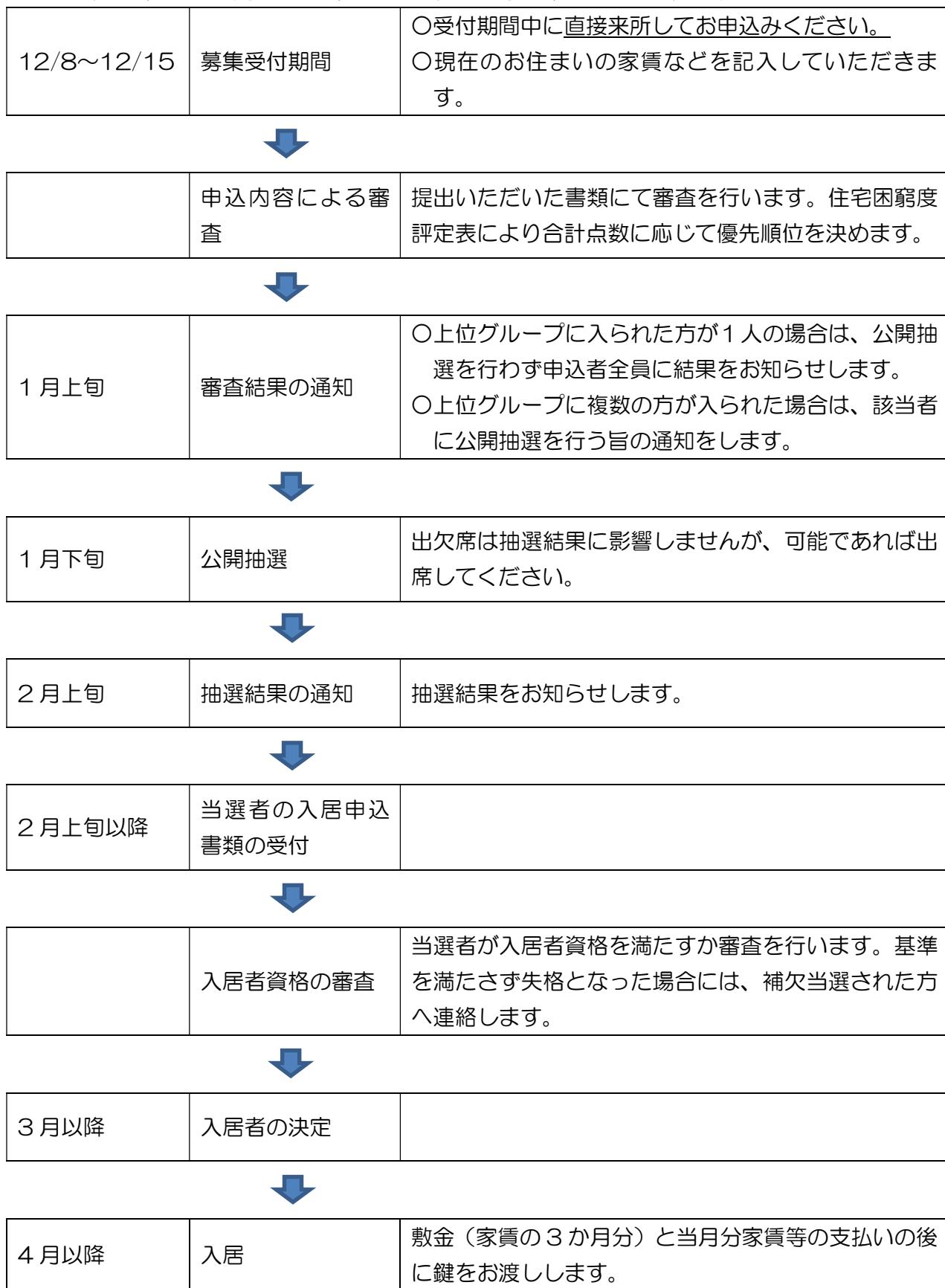


2月以降	入居者の決定	
------	--------	--



3月以降	入居	敷金（家賃の3か月分）と当月分家賃等の支払いの後に鍵をお渡しします。
------	----	------------------------------------

◆ひとり親世帯向け・高齢者世帯向け・障害者等世帯向けへの申込みの場合



## 5. 申込時に必要な書類について

### ●申込みに必要な書類

①どの住宅に応募されますか？

・一般世帯向け	⇒ ②にお進みください
・子育て世帯向け	⇒ ②にお進みください
・ひとり親世帯向け	⇒ 【A】をご確認ください
・高齢者世帯向け、障害者等世帯向け	⇒ 【A】をご確認ください

②どのような方法で応募されますか？

・来所して申込みする	⇒ 【B】をご確認ください
・郵送で申込みする	⇒ 【C】をご確認ください

【A】「ひとり親世帯向け」、「高齢者世帯向け」または「障害者等世帯向け」に申込みされる方は、来所による申込みとなります。

- (1) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込書
- (2) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込受付票（受付する際にお渡しします）
- (3) 住宅困窮状況申告書（泉佐野市営住宅管理センターの窓口でご記入ください）
- (4) 現在のお住まいの床面積・家賃が分かる書類（賃貸借契約書など）
- (5) 身体障害者手帳など

【B】来所により「一般世帯向け」または「子育て世帯向け」に申込みされる方

- (1) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込書
- (2) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込受付票（受付する際にお渡しします）  
⇒ 抽選結果を郵送希望される方は(3)も必要（電話でのお問い合わせも可能）です
- (3) 返信用封筒（あて先・氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

【C】郵送で「一般世帯向け」または「子育て世帯向け」に申込みされる方

※ 募集期間内の消印が有効です。（申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、ご注意ください）

- (1) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込書（当ホ-ム°-ジ カラダ ウロード 可）
- (2) 令和7年度 泉佐野市営住宅空家入居者募集申込受付票（当ホ-ム°-ジ カラダ ウロード 可）
- (3) 受付番号お知らせ用の返信用封筒（あて先・氏名を記入し110円切手を貼付したもの）  
⇒ 抽選結果を郵送希望される方は(4)も必要（電話でのお問い合わせも可能）です
- (4) 返信用封筒（あて先・氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

## 6. 今回の募集住宅について

募集する住戸は、生活上支障のないよう最低限の修理・清掃を行っていますが、あくまでも以前に人が居住していた住戸ですので、新築住宅のような状態ではありません。

また、家賃は世帯の収入を基に算定しますので、収入または世帯状況の変化に応じて家賃も毎年またはその都度変化する仕組みとなっております。

### 〔1〕一般世帯向け（申込区分：あ～こ）：10戸

○末広団地住宅1棟：2戸

（所在：泉佐野市高松東2丁目8番1、建築年度：平成11年、14階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
あ	7階 702	2LDK (54.2 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	21,900円 ～50,300円
い	12階 1208	3LDK (64.6 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	26,100円 ～60,000円

○松原団地住宅1棟：1戸

（所在：泉佐野市松原3丁目3番、建築年度：平成15年、5階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
う	2階 204	2LDK (57.1 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	22,800円 ～52,400円

○松原団地住宅2棟：1戸

（所在：泉佐野市松原3丁目3番、建築年度：平成15年、5階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
え	3階 311	3LDK (65.7 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	26,200円 ～60,300円

○鶴原団地住宅 1棟：1戸

(所在：泉佐野市下瓦屋 205 番地の 1、建築年度：平成 21 年、6 階建て)

※申込資格における収入基準は、計算後の月収額が 158,000 円以下のみ

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
お	3階 306	2LDK (55.5 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	22,400 円 ～33,400 円

○上田ヶ丘団地住宅 1棟：4戸

(所在：泉佐野市南中樺井 1065 番地の 3、建築年度：令和 7 年、8 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
か	1階 102	3LDK (65.8 m <sup>2</sup> )	あり	引戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	28,600 円 ～65,800 円
き	5階 509	3LDK (65.8 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	28,600 円 ～65,800 円
く	6階 603	2LDK (55.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	24,100 円 ～55,400 円
け	8階 803	2LDK (55.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	24,100 円 ～55,400 円

○南中第一団地住宅：1戸

(所在：泉佐野市南中樺井 700 番地の 1、建築年度：平成 10 年、3 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
こ	1階 102	3LDK (65.2 m <sup>2</sup> )	なし	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	23,700 円 ～54,500 円

[2] ひとり親世帯向け（申込区分：さ～す）：3戸

○末広団地住宅1棟：1戸

（所在：泉佐野市高松東2丁目8番1、建築年度：平成10年、14階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
さ	12階 1207	3LDK (64.6 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	26,100円 ～60,000円

○松原団地住宅4棟：1戸

（所在：泉佐野市松原3丁目2番、建築年度：平成17年、5階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
し	3階 302	3LDK (65.7 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	26,400円 ～60,800円

○上田ヶ丘団地住宅1棟：1戸

（所在：泉佐野市南中樺井1065番地の3、建築年度：令和7年、8階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
す	1階 105	3LDK (65.8 m <sup>2</sup> )	あり	引戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	28,600円 ～65,800円

[3] 子育て世帯向け（申込区分：せ～ぞ）：2戸

○松原団地住宅1棟：1戸

（所在：泉佐野市松原3丁目3番、建築年度：平成15年、5階建て）

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
せ	4階 411	2LDK (57.1 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式水洗	2人以上	22,800円 ～52,400円

○上田ヶ丘団地住宅 1 棟：1 戸

(所在：泉佐野市南中樺井 1065 番地の 3、建築年度：令和 7 年、8 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
そ	5 階 507	3LDK (65.8 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	28,600 円 ～65,800 円

[4] 高齢者世帯向け(申込区分：た～に)：7 戸

○末広団地住宅 1 棟：1 戸

(所在：泉佐野市高松東 2 丁目 8 番 1、建築年度：平成 10 年、14 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
た	11 階 1105	2LDK (54.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	22,000 円 ～50,500 円

○松原団地住宅 3 棟：1 戸

(所在：泉佐野市松原 3 丁目 2 番、建築年度：平成 17 年、5 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
ち	3 階 302	3LDK (65.7 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	2人 以上	26,400 円 ～60,800 円

○鶴原団地住宅 1 棟：1 戸

(所在：泉佐野市下瓦屋 205 番地の 1、建築年度：平成 21 年、6 階建て)

※申込資格における収入基準は、計算後の月収額が 158,000 円以下のみ

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
つ	4 階 401	2LDK (55.5 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	22,400 円 ～33,400 円

○下瓦屋団地住宅 5 棟：1 戸

(所在：泉佐野市上瓦屋 1255 番地、建築年度：平成 18 年、3 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
て	1 階 104	2LDK (56.7 m <sup>2</sup> )	あり	引戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	22,600 円 ～52,100 円

○上田ヶ丘団地住宅1棟：3戸

(所在：泉佐野市南中樺井 1065 番地の 3、建築年度：令和 7 年、8 階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
と	4階 408	2LDK (55.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	24,100 円 ～55,400 円
な	5階 503	2LDK (55.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	24,100 円 ～55,400 円
に	5階 508	2LDK (55.4 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	24,100 円 ～55,400 円

〔5〕障害者等世帯向け（申込区分：ぬ～の）：3戸

○松原団地住宅2棟：1戸

(所在：泉佐野市松原3丁目3番、建築年度：平成15年、5階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
ぬ	2階 210	2LDK (57.1 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	22,800 円 ～52,400 円

○鶴原団地住宅2棟：1戸

(所在：泉佐野市下瓦屋239番地、建築年度：平成31年、5階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
ね	1階 101	2LDK (55.1 m <sup>2</sup> )	あり	引戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	23,300 円 ～53,600 円

○鶴原団地住宅5棟：1戸

(所在：泉佐野市上瓦屋995番地、建築年度：令和3年、10階建て)

申込区分	部屋番号	間取り(床面積)	エレベーター	玄関	浴室	浴槽	トイレ	入居人数	入居時の家賃の目安
の	9階 905	2LDK (55.5 m <sup>2</sup> )	あり	開戸	あり	あり	洋式 水洗	1人 以上	23,900 円 ～55,000 円

## 7. 申込みにあたっての重要事項について

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。したがって、他の民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や泉佐野市営住宅条例などによってさまざまな制限や義務が定められています。また、家賃は世帯の収入を基に算定しますので、収入または世帯状況の変化に応じて家賃も毎年またはその都度変化する仕組みとなっております。

### ◆住宅の保管義務について

市営住宅は、市民の財産です。住戸内はもちろん、集会所、自転車置場などの共同施設をはじめ、住宅全体を大切に使用しなければなりません。定められた規則を守り、適正に使用してください。また、下記のような保管義務を怠った場合は、住宅を明け渡していただくことがあります。

#### (1)迷惑行為の禁止

- ・壁ひとつで隣と接している集合住宅では、知らない間に騒音や振動などで隣近所に迷惑をかけていることがありますので、注意してください。
- ・団地内の通路に路上駐車をすると、交通事故の原因や、緊急時の妨げになりますのでやめてください。
- ・敷地内に耕作や物置などの設置、露店営業行為は行わないでください。

#### (2)転貸等の禁止

- ・住宅を他の人に貸したり、譲渡することはできません。

#### (3)用途変更の禁止

- ・住宅本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住宅以外の用途に使用することはできません。

#### (4)無断同居の禁止、無断模様替えの禁止及び増築の禁止

- ・必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させたり、模様替えはできません。また、増築などを行うこともできません。

#### (5)ペット飼育の禁止

- ・市営住宅は集合住宅であり、動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となりますので、住宅内では動物を飼育できません（ペットの預かりも禁止です）。

### ◆敷金等・緊急連絡先について

- ・敷金は家賃の3か月分です。敷金と当月家賃等は入居までに支払いが必要です。
- ・入居時には緊急連絡先が必要です（保証人は必要ありません）。

### ◆家賃の納付について

家賃の支払いは、納め忘れのない「口座振替」による納付をお願いしています。入居後は速やかに取扱金融機関にて手続きをお願いします。なお、家賃を3か月以上滞納された場合は、公営住宅法の規定に基づき住宅の明渡しを請求することになります。

### ◆共益費の負担について

階段灯・廊下灯・外灯などの電気代や給水施設、エレベーターなどの施設にかかる光熱水費や維持管理費を共益費として負担していただきます。

### ◆収入申告の義務について

市営住宅の家賃は、入居者全員の収入と住宅の築年数や住居の広さなどによって毎年度決定され

ます。そのため、収入の有無にかかわらず、入居者全員の収入を申告していただくことになります。申告がなければ、近傍同種の住宅家賃（民間賃貸住宅と同程度の家賃）を請求することになります。

#### ◆収入超過者・高額所得者の市営住宅の明渡しについて

収入が一定の基準を超えた場合は、収入超過者または高額所得者と認定されます。収入超過者に認定されると一定期間後に近傍同種の住宅家賃を、高額所得者に認定されると近傍同種の住宅家賃となります。

収入超過者には市営住宅を明け渡すよう努力する義務が、高額所得者には市営住宅を明け渡す義務があります。

☞ 市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。

#### ◆入居中に必要な手続きについて

入居中に次のようなことなどがあれば手続きが必要となります。ただし、承認できる範囲が限られていますので、事前に泉佐野市営住宅管理センターへご相談ください。

- ・転入、転居または転出するとき
- ・入居者・同居者の氏名や、緊急連絡先を変更するとき
- ・住宅を一時的に不在にするとき
- ・歩行困難などにより住宅の一部を改修したいとき（手すりを設置する場合など）
- ・離職や就職（再就職含む）などにより、収入状況が変動したとき
- ・住宅を返還するとき

#### ◆駐車場の利用について

許可を受けた駐車区画以外への場所や路上などへの駐車は禁止です。また、駐車場使用料を3か月以上滞納された場合は、市の条例に基づき駐車場の使用承認を取り消し、駐車場の明渡しを請求することになります。なお、駐車区画には限りがありますので、空きがない場合は団地外の駐車場を確保してください。

#### ◆申込みの際の注意点

- ・入居申込書は、原則として持参のみ受付します。ただし、一般世帯向けまたは子育て世帯向けの募集区分のみ、郵送でも受付します。
- ・郵送による申込みの場合は、募集期間内の消印が有効です。（申込締切日に投函される場合、時間帯によっては翌日の消印となる場合がありますので、ご注意ください）
- ・申込みは、1世帯につき1件（婚約者との申込みの場合も1世帯とします）に限ります。
- ・持参による申込みと郵送による申込みを重複して行うことはできません。
- ・必要な事項が記入されていない申込書は、受付できない場合があります。（申込書に記入漏れがないように、ご注意ください）
- ・募集期間終了後の変更や訂正は一切できませんので、ご注意ください。
- ・申込みを辞退されるときは、必ずご連絡ください。また、辞退後は復活できません。
- ・入居後、建替事業等を行う際には、他の市営住宅へ移転していただく場合があります。
- ・鍵をお渡しするまでの間は、部屋の下見（内覧）はできません。
- ・申込みされた市営住宅へ入居した後は、住民票を当該住宅に異動してください。
- ・資格審査時に提出していただいた書類は返却できません。
- ・入居されるまでに空家補修工事を行いますが、必要最低限の補修工事となりますので、新築住宅

のような状態ではありません。

- ・団地内および周辺道路での駐車は、緊急車両やごみ収集車などの通行を妨げ、救急活動や消火活動に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。多くの方が集まって生活される住宅ですので、迷惑になる駐車はおやめください。

#### ◆申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。なお、当選した場合でも失格となります。

##### (1)申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員である場合

- ・暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ・当選者には、申込者本人および同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、大阪府警察本部へ照会します。

##### (2)重複申込みをされた場合

- ・1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）で2件以上申込みをされたとき
- ・申込者または同居者として申込書に記載のある方が、他の世帯で申込みをされたとき

##### (3)申込書に不正の記載があったとき

##### (4)申込区分などの必要事項が記載されていないとき

##### (5)収入基準を超えているなど申込資格がないとき

##### (6)友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割しての申込みはできません

次のような申込みは、原則としてできません。

（例1）夫婦どちらか一方のみによる申込み

（例2）祖父母と扶養関係のない孫との申込み

##### (7)申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき

- ・申込後、同居親族に変更（出生または死亡の場合は再審査を行います）があったときは入居できません。

##### (8)当選後、指定された期日までに、入居申込手続きに係る必要書類を受取りおよび提出されないとき

##### (9)申込みをされた応募区分の資格を確認できないとき

#### ◆暴力団の排除について

泉佐野市では、暴力団のない安全で安心なまちづくりを目指すため、泉佐野市暴力団排除条例を制定し、平成25年1月1日から施行しています。市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団排除に向け「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない、暴力団事務所の存在を許さない」ことを市全体で取り組んでいます。

市営住宅の入居者募集においては、泉佐野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団密接関係者からの申込みは受付できないだけでなく、入居決定後においても判明したときは、入居の決定を取り消すことになります。

入居申込者が抽選等の結果、入居予定者となったときは、同居予定者を含め大阪府警察本部へ暴力団員または暴力団密接関係者の照会をしますので、ご承知おきください。

## 8. その他

### ◆個人情報の保護について

泉佐野市では、市の保有する個人情報の開示、訂正および削除を請求する市民の権利を保障するとともに、個人情報を安全かつ適正に取り扱うために、泉佐野市個人の保護に関する法律施行条例を制定しています。市営住宅の入居申込みに関して、次のような措置を講じています。

- ・個人情報を取り扱う事務を登録して、その目的や記録項目などをみなさんには明らかにします。
- ・個人情報を収集するときは、その目的を明らかにしてその目的達成のために必要な範囲内で、原則として本人から収集します。また、思想・信条などの個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集しません。
- ・収集した個人情報は、法的に必要な場合などを除いて、その取扱事務の目的以外に利用したり、市以外の外部に提供しません。
- ・収集した個人情報は、正確かつ最新の状態に保ち、漏えいなどに対する防止措置をとって適正な管理に努めます。

### ◆町会・自治会への入会について

地域に住むみんなさんが自主的に、自ら暮らす地域のことを考え、地域のまちづくりを推進し、住民同士の交流を目的として組織されたのが町会（自治会）です。泉佐野市は町会（自治会）への加入をお勧めしています。町会（自治会）への加入手続きは、町会（自治会）長あてにご連絡ください。

#### 町会・自治会への加入で、もう一步前に出た「互近助(ごきんじよ)づきあい」を

～町会・自治会の主な活動～

##### ①町内および市政情報の提供

「広報いずみさの」をはじめ、市からの広報文書の配布・回覧をしています。

##### ②自主防災・互助活動

防災訓練を行なう等、防災組織としても緊急に備えています。

##### ③地域の安全をまもる活動

防犯灯を町(自治会)で設置・管理しています。また防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り活動を実施しています。

##### ④環境美化活動

ゴミ集積所や生活道路等の清掃を実施し、環境美化活動を推進しています。またゴミの分別・リサイクル活動にも取り組んでいます。

##### ⑤福祉・文化・交流活動

盆踊り・秋祭り・運動会などの行事を主催しています。また、子ども会・長生会活動への支援や、地域福祉活動を行なっています。

～町会・自治会加入のメリット～

##### ①地域ポイント『さのぼ』5,000ポイント進呈

町会・自治会に新規加入した世帯に、「さのぼ」5,000ポイントが進呈されます。ただし、進呈要件がありますので、詳しくは市役所本庁2階自治振興課までお問合せください。

##### ②活動促進袋(ゴミ袋)の無料配布

毎月活動促進袋の無料配布を実施しています。単身世帯用に10リットル、複数世帯用に30リットルの活動促進袋を各8枚配布しています。

泉佐野市営住宅管理センターは、りんくうタウン駅ビル東棟2階にあります。

## ○コミュニティバスをご利用の方

いずみさのコミュニティバス「りんくう総合

医療センター」バス停より徒歩約5分

バス停から府道29号大阪臨海線をりんくうタウン駅方面へ進み、臨海北交差点を国道481号に沿って左折し、交差点付近のエレベーター又は階段を利用し、りんくうタウン駅ビル東棟2階へお越しください。

## ○電車をご利用の方

JR・南海「りんくうタウン駅」改札口より

徒歩約2分

りんくうタウン駅の改札口を出て左へ進み、つきあたりの整形外科を右折後すぐに左折すると、調剤薬局のとなりに事務所がありますのでそちらにお越しください。

## ○車をご利用の方

専用駐車場はありませんので、周辺の公共駐車場をご利用ください。

～お問い合わせ先（平日の午前9時から午後5時まで）～

〒598-0048

泉佐野市りんくう往来北1番地 りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市営住宅管理センター

電話：072-447-8977

E-mail：daihyo@izumisano-shiei.com

